

託送供給約款以外の供給条件

(平成27年2月26日付け 20150213資第1号承認)

[受電地点における電力量の30分計量に関する特別措置]

平成27年2月26日実施

中部電力株式会社

託送供給約款以外の供給条件の内容

[受電地点における電力量の30分計量に関する特別措置]

1 適 用

当社が、託送供給約款（平成26年4月18日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき接続供給または振替供給を実施する場合で、当該接続供給または振替供給に係る受電電力量を、30分単位の計量が可能な記録型計量器以外の計量器で計量する場合の受電電力量は、この託送供給約款以外の供給条件によります。

2 電力量の算定

30分ごとの計量値は、契約者と当社との協議によって定めます。

3 そ の 他

その他の事項については、託送約款によるものといたします。